

**徳島県選挙管理委員会告示第 60 号**

平成 19 年徳島県選挙管理委員会告示第 10 号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

令和 8 年 5 月 1 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

1 の表 96 の項中「医療法人喜久寿会 老人保健施設 平成苑」を「医療法人仁寿会 老人保健施設 平成苑」に改める。